

■ 下関市の副食費 ※令和4年度

1 副食費の免除対象者について

(1) 市民税非課税世帯、要保護者等世帯(ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯等)

階層区分		1号認定子ども (満3歳以上児幼稚園タイプ)				2号認定子ども (H27.4.2～H30.4.1生 保育園タイプ)						
		教育標準時間		備考		保育標準・短時間		備考				
区分	定義	第1子	第2子	第3子	「きょうだい」 の数え方	副食費 の助成	第1子	第2子	第3子	「きょうだい」 の数え方	副食費 の助成	
A	生活保護世帯	免除					同一生計の 兄弟の全員 を数える		免除			同一生計の 兄弟の全員 を数える
B	市民税非課税世帯、里親											
C1	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)											
D1	市民税所得 割課税額				48,600円 未満							
D3					58,800円 未満							
D5		77,101円 未満										

(2) その他の世帯

階層区分		1号認定子ども (満3歳以上児幼稚園タイプ)				2号認定子ども (H27.4.2～H30.4.1生 保育園タイプ)						
		教育標準時間		備考		保育標準・短時間		備考				
区分	定義	第1子	第2子	第3子	「きょうだい」 の数え方	副食費 の助成	第1子	第2子	第3子	「きょうだい」 の数え方	副食費 の助成	
C2	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	免除					同一生計の 兄弟の全員 を数える		免除			同一生計の 兄弟の全員 を数える
D2	市民税所得割課税額				48,600円 未満							
D4					57,700円 未満							
					58,800円 未満							
D6					77,101円 未満							
D7	97,000円 未満	施設が定める額	免除	小学校3年生 以下の兄弟のみ を数える			施設が 定める額	免除	保育所等を 利用している 小学校就学前 の兄弟のみ を数える		20歳未満の 子どものみを 数えて、 第3子以降に 該当する場合に 助成金の支給有	
D8	108,600円 未満											
D9	169,000円 未満											
D10	211,201円 未満											
D11	230,100円 未満											
D12	301,000円 未満											
D13	397,000円 未満											
D14	397,000円 以上											

2 主食費・副食費の金額について

(円/月額)

		公立保育園・公立認定子ども園		公私立幼稚園・私立保育園・私立認定子ども園	
		金額	納付先	金額	納付先
1号認定子ども (満3歳以上児幼稚園タイプ)	主食費	650	下関市 (原則口座振替)	施設が定める額 (通園される園にご確認ください。)	施設 (施設で定める方法で納付)
	副食費	3,200			
2号認定子ども (H26.4.2～H29.4.1生 保育園タイプ)	主食費	1,000			
	副食費	4,500			

【主食費・副食費の注意事項】

- > 主食(お米・パン等)費は、原則保護者負担です。行事費、通園送迎費などの費用については園に直接お問い合わせください。
- > 保育認定のD4～D7階層の方で、20歳未満の扶養児童のうち第3子以降に該当する場合は、「下関市多子世帯副食費軽減事業」により、半額分が助成されます。

■ 下関市の保育料 ※令和4年度

(1) 市民税非課税世帯、要保護者等世帯(ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯等)

階層区分		3号認定子ども (H30.4.2生～3歳未満児保育園タイプ)							
		保育標準時間				保育短時間			
区分	定義	第1子		第2子		第1子		第2子	
		※1 県第3子 該当	※2 市第2子 該当	※1 県第3子 該当	※2 市第2子 該当	※1 県第3子 該当	※2 市第2子 該当	※1 県第3子 該当	
A	生活保護世帯	0		0		0		0	
B	市民税非課税世帯、 里親	0		0		0		0	
C1	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	6,000		0		6,000		0	
D1	市民税所得 割課税額	48,600円 未満		0		6,000		0	
D3		58,800円 未満		0		6,000		0	
D5		77,101円 未満		0		6,000		0	

(2) その他の世帯

階層区分		3号認定子ども (H30.4.2生～3歳未満児保育園タイプ)								
		保育標準時間				保育短時間				
区分	定義	第1子		第2子		第1子		第2子		
		※1 県第3子 該当	※2 市第2子 該当	※1 県第3子 該当	※2 市第2子 該当	※1 県第3子 該当	※2 市第2子 該当	※1 県第3子 該当		
C2	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	13,600		6,800		13,400		6,700		
D2	市民税所得割課税額	48,600円 未満		7,800		15,400		7,700		
D4		57,700円 未満		10,100		19,900		9,950		
		58,800円 未満	0	10,100	10,100	0	19,900	0	9,950	9,950
D6		77,101円 未満	24,900	0	12,450	12,450	24,500	0	12,250	12,250
D7	97,000円 未満	28,000	0	14,000	14,000	27,600	0	13,800	13,800	
D8	108,600円 未満	32,600	16,300	16,300	16,300	32,100	16,050	16,050	16,050	8,020
D9	169,000円 未満	40,000	20,000	20,000	20,000	39,400	19,700	19,700	19,700	9,850
D10	211,201円 未満	43,600	21,800	21,800	21,800	42,900	21,450	21,450	21,450	10,720
D11	230,100円 未満	45,400	22,700	22,700	22,700	44,700	22,350	22,350	22,350	11,170
D12	301,000円 未満	55,000	27,500	27,500	27,500	54,100	27,050	27,050	27,050	13,520
D13	397,000円 未満	59,400	29,700	29,700	29,700	58,500	29,250	29,250	29,250	14,620
D14	397,000円 以上	78,000	39,000	39,000	39,000	76,800	38,400	38,400	38,400	19,200

【保育料の注意事項】

- > 保育料には、給食(材料)費が含まれています。
- > 各階層区分での「きょうだい」の数え方による第3子以降の子どもの保育料は0円です。
- > 3歳以上の教育・保育認定子どもに係る保育料は「無料」ですが、満3歳になった日の属する年度中は上記の保育料が適用されます。(1号認定子どもを除く)
- > 「保育標準時間」とは、最長11時間の施設の利用時間の子ども、「保育短時間」とは最長8時間の施設の利用時間の子どもが対象です。
- > 行事費、通園送迎費などの費用については園に直接お問い合わせください。
- ※1 県軽減事業(20歳未満の扶養児童のうち第3子以降に該当する場合)
- ※2 市軽減事業(小学校3年生以下の扶養児童のうち第2子に該当する場合) ただし、県軽減事業に該当する場合は対象外です。

【保育料・副食費の免除対象者の階層判定の注意事項】

- > 「要保護者等世帯」は、生活保護世帯のほか、ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた人(在宅者に限る)等がいる世帯です。
- > 「ひとり親世帯」の認定は児童扶養手当の対象者がどうかによって判断しますので、児童扶養手当の受給申請をしない場合はご相談ください。
- > 父母の合計所得が48万円未満の場合は同居している直系親族(祖父母等のうち家計の主宰者と判断される方)の課税額を合算して階層決定します。